平成２２年（フ）第４２号
徳島県小松島市中郷町字豊ノ本100番地の10
泰地東住宅６号
債務者　越智　秀幸
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４号
徳島市方上町鶴島27番地の９
債務者　内輪　利幸
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
徳島市国府町中312番地
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
徳島市南矢三町３丁目11番23号　城西病院、住民票上の住所徳島市北矢三町４丁目10番27号
債務者　福壽　　正
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
徳島県小松島市田浦町字西原４番地の４
債務者　竹内　美嗣
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
徳島市名東町２丁目456番地
債務者　池田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
徳島市幸町３丁目70番地の１
債務者　森本智英巳
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
福岡県行橋市大字下検地1052番地
債務者　安永　松男
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
佐賀県鳥栖市曽根崎町988番地６
債務者　東　　公美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
佐賀県佐賀市金立町大字金立2424番地25
債務者　岩田麻衣子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地常盤平公団住宅Ｅ街区19棟107号
債務者　野原　純次
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２１号
千葉県柏市北柏台３番地16ベルハイム北柏台103号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２９号
千葉県松戸市横須賀２丁目９番地の２パールハイツＩ202号
債務者　山口　新三
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３１号
千葉県柏市旭町２丁目９番９号
債務者　西川　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４１号
千葉県野田市関宿台町947番地２
債務者　静　　恒雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６０号
千葉県柏市大室257番地27アンビシオン
債務者　大森　秀夫
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６６号
千葉県松戸市千駄堀1447番地パールハイツ八柱101号
債務者　高橋　美佳
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２８号
和歌山市加太55番地の15
債務者　林　　克芳
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係